

英EU通商協力協定のポイント①

項目	内容
物品貿易	<ul style="list-style-type: none">原産地規則を満たす物品について、全品目で関税ゼロ・割当なしを実現。英EU産業界の要求を反映させた、現代的で適切な原産地規則に合意（例：バッテリーと電気自動車（EV）では、英国産EVが特恵税率の適用を受けられることを確保）。累積ルールは、英EUの二者間で、原材料・工程とも可能な完全累積を採用。原産性証明は予見可能で低コストの手続きを採用。貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）に基づき、技術規制、適合性評価、平準化、認証、市場査察、表示等を規定。自動車、化学品、医薬品、有機製品、ワインについて、相互協力等を規定。英EUとも完全に独立した衛生植物検疫（SPS）規制を維持し、独立して規制する権利を認めつつ、不当な貿易障壁を生じさせないこと規定。国境検査について、定期的に合同で評価する仕組みを導入。WTO貿易の円滑化に関する協定と世界税関機構（WCO）京都規約に基づく規定により、信頼性された貿易事業者（Trusted Trader/AEO）の相互承認などを実現。また、ドーバー港やホーリーヘッド港などロールオン・ロールオフ船が使用する港湾における協力、輸出入申告データの共有可能性の追求などを規定。
サービス貿易・投資	<ul style="list-style-type: none">市場アクセスにおける法人形態や外国資本上限などの制限の排除、内国待遇、拠点設置要件禁止、経営陣・取締役の国籍条件禁止、最恵国待遇、等の規定により、越境サービス貿易と投資を促進。商用短期訪問の滞在可能期間は、概ね日EU EPAを踏襲。（例：英国短期商用旅行者は180日間中に90日EU滞在が可能）。拠点設立目的の商用訪問者には就労許可は義務付けない。企業内転勤者の配偶者・扶養家族帯同を保証。通信サービスに関する規制は現在の自由化水準に固定。サービス提供開始前の事前認可は求めない。国際携帯ローミングの公正で透明な料金普及のための協力を推進。継続的な市場アクセスを保証する金融サービスと投資に関するクロスボーダー取引について規定。また共通の目的と協力の強化に関する共同声明に合意し、それぞれの自立した同等性の枠組みの一体性を再確認。法務サービスは、EUの既存FTAを超える規定を確保。EU加盟国が特定の制限を設けない限り、英国の法律家はEUの顧客に対して、英国の職名を使用して、英国法・国際法に関する助言を適用することが可能。
デジタル	<ul style="list-style-type: none">最も自由で現代的なデジタル貿易に関する条項を含み、また新興技術を含むデジタルの諸課題に将来協力していくことを確保。EUがFTAでデータ条項に合意するのは初めて。データローカライゼーション禁止も合意。強力なデータ保護を約束。電子署名への差別禁止、一部例外を除くデジタルでの契約締結を規定。オンライン消費者保護の独自政策を実施する余地を残しつつ、企業にソースコード開示やIPの移転を求めないことを確認。WTOにおける近年の議論を踏まえ、オープンガバメントに関する条項も規定。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none">英EUそれぞれのエネルギー・気候変動政策を支援・強化する内容に合意。国際連系線の活用方法について、2022年4月までに新しいエネルギー貿易に関する取り決めを導入することを約束。ガス貿易について、既存プラットフォームの継続、北海における再エネ協力の拡大に合意。

英EU通商協力協定のポイント②

項目	内容
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> 英EUそれぞれ独自の補助金制度を保持し、他方の制度に追従するよう拘束されることがないことを確約。他方、補助金交付が両者間の貿易に損害を与えないよう、双方の制度設計を形作る大まかな原則を規定。WTO違反など特に競争を歪める補助金に関する原則も規定。追加的産業分野に関する拘束力のない指針を示す共同宣言にも合意。 双方の補助金制度において適切な役割を担う独立組織を設立・維持する。また、補助決定の評価に関する裁判所の役割を規定し、特定の条件下では、裁判所が国内法に反して交付された補助金の回収命令を発する権限を持つことに合意。 相手側の補助金によって自らの側の産業が甚大な損害またはその深刻な懸念が生じた際に、迅速な対抗措置を認める互恵的メカニズムについて合意。これらの対抗措置に対しては、短時間の仲裁手続きで異議を申し立てることができ、不要且つ不適切な対抗措置と判断されれば、補償義務を負う可能性がある。 労働者と環境・気候変動に関する保護の水準を低下させない互恵的約束を規定。これら分野における国際条約やその他協定に対する双方の約束も規定。これら分野に関する紛争解決のため、専門家パネルの設置等を規定。 一定期間後、協定の公平性について正式に評価し、英EUいずれかの要請に基づき協定の経済関連条項の修正について交渉を開始することを認める均衡修正メカニズムについて規定。また、独立した仲裁パネルの承認の下、厳に限定的なより短期的均衡修正措置を採ることを双方に認めることも規定。
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 英国水域でのEU割当の25%相当（金額ベース）を、5年以上かけて段階的に英国の割当に付加。 新たな漁獲割当の取り決めは、5年以上かけて段階的に導入。5年半にわたり、互いの水域への安定的アクセスを確保する調整期間を設定。総漁獲可能量や水域アクセスは、毎年の漁業交渉で設定する。 英EU間で、漁業に関するデータ共有や戦略立案、モニタリング等を実施し、問題解決や議論を行う専門委員会を設置。
紛争解決・水平的条項	<ul style="list-style-type: none"> 特定の協力分野については、英EU間での協議手続きで紛争解決を図り、意見対立が解消しなければ独立した仲裁パネルで調停を行う。仲裁パネルが協定違反を特定した場合、違反した側はこれを是正するか、相応な補償を提供することに合意する必要がある。いずれも実行されない場合は、損害を受けた側は、違反に対抗するため、協定の義務を停止できる。いくつかの分野では、分野横断的な義務停止について一定の条件・制限が適用される。 経済・社会・環境に関する深刻な困難が生じた場合は、英EUいずれも最低限且つ短期的な救済措置を一方的に発動可能。
EUプログラムへの参加	<ul style="list-style-type: none"> 英国によるホライズン・ヨーロッパ、Euratom研究・研修プログラム、コペルニクスへの参加、EU宇宙監視・追跡プログラムへのアクセス等について規定。 プログラムの管理コストに対して、英国は段階的に導入される参加費用を拠出する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 英EU間で協定を5年ごとに見直すことを規定。協定を打ち切る場合は、12カ月の事前通告により実行できることを規定。 EU/EEA/EFTA加盟国から英国への個人データの移転について、十分性認定が採択されるまでの間、暫定措置として6カ月を超えない範囲で、自由な移転を継続可能とすることを規定。英国は、経過措置としてEU/EEA/EFTA加盟国に十分性を認め、英国からのデータ移転を許可。